

提出書類一覧（債権執行）

| チェック | 必要書類 | 備考 |
|-----------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> | ①申立書表紙 ②当事者目録 ③請求債権目録 ④差押債権目録 申立書 | ①～④を左とじで合綴して、すべての頁の右上に捨て印を押してご提出ください。 （債権者の電話番号の記載もお願いします。） ※申立書の書式については東京地方裁判所のウェブサイトをご参照ください。 ※第三債務者に対し、陳述催告の申立て（民事執行法第147条1項）をする場合は申立書表紙にその旨を記載するか、陳述催告の申立書を別途ご提出ください。 |
| <input type="checkbox"/> | 各目録(②～④)の写し | 印鑑を押していない、各目録の写しを 1部ずつ ご提出ください。 |
| <input type="checkbox"/> | 封筒(長形3号の封筒に 債権者 の宛名を記入したもの) | 「2+第三債務者の数」の通数分の提出をお願いします。ただし、陳述催告の申立てをしない場合は、「2通」のみの提出をお願いします(迅速な事務処理のため、ご協力をお願いしております。) |
| <input type="checkbox"/> | 債務名義(正本) | 判決, 和解調書, 公正証書, 調停調書, 家事審判書などの 正本 が必要です。 ※謄本では強制執行ができません。 |
| <input type="checkbox"/> 右備考参照 | 執行文 ※執行文は債務名義と一体になっているものです。執行文が付与されているかはお持ちの債務名義をご確認ください。 | 執行文が必要な債務名義については、債務名義が作成された裁判所又は公証役場で「執行文の付与」申請をする必要があります。 (執行文が必要なもの) 判決正本, 和解調書正本, 民事調停調書正本, 公正証書正本, 訴訟費用額確定処分正本など (執行文が不要なもの) 仮執行宣言付支払督促正本, 仮執行宣言付少額訴訟判決正本, 家事審判書正本(ただし, 家事審判書正本は 確定証明 が必要となります。), 養育費, 婚姻費用や遺産分割, 財産分与などの支払いを定める家事調停調書正本(ただし, 家庭裁判所の調停調書正本でも慰謝料や解決金などを請求する場合には執行文が必要となります。)など |
| <input type="checkbox"/> | 送達証明書 | 債務名義の謄本又は正本が債務者に送達されたことを証明するものです。債務名義が作成された裁判所又は公証役場で申請する必要があります。 |

| | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 右備考参照 | 商業登記事項証明書 (商業登記簿謄本) | 当事者が 法人 の場合には必要となります。債務名義上の本店所在地、商号と、現在の本店所在地、商号が異なるときは、「全部事項証明書」などそのつながりがわかるものをご提出ください。 債務名義上の本店所在地から変更がない場合、及び第三債務者分は「代表者事項証明書」で構いません。 差押命令を申し立てた日から1か月以内(債権者は2か月以内)に発行されたものをご提出ください。法務局でお取りいただけます。 |
| <input type="checkbox"/> 右備考参照 | 住民票 (マイナンバーの記載のないもの) 戸籍の附票 | 債権者又は債務者で、債務名義上の住所と現在の住所が異なる時に必要です。住所のつながりがわかれば住民票又は戸籍の附票のいずれか一方で構いません。 現住所を証明するものについては、差押命令を申し立てた日から1か月以内のもの(債権者は2か月以内)に発行されたものをご提出ください。 |
| <input type="checkbox"/> 右備考参照 | 戸籍謄本 | 債権者又は債務者で、債務名義上(執行文がついてるときは執行文上)の氏名と現在の氏名が異なる時に必要です(ただし、住民票で氏名が変わっていることがわかるときは戸籍謄本でなく住民票で構いません。) 差押命令を申し立てた日から1か月以内(債権者は2か月以内)に発行されたものをご提出ください。 |
| <input type="checkbox"/> | 収入印紙(申立手数料) | 債権者1人、債務者1人、債務名義1通の場合は4000円です(第三債務者の数は関係ありません。)。その他の場合はお問い合わせください。 |
| <input type="checkbox"/> | 郵便切手 | 必要な郵便切手の組み合わせについては、 予納郵便切手一覧表(債権執行) を御覧ください。 |

※ こちらは必要最低限のものであり、事案によっては他の書類の提出を求める場合があります。

※ **債務者の住所地を管轄する裁判所に申し立てることになります(次の表のとおり管轄が支部になる場合もございますのでご注意ください。)**

必要書類をすべてそろえた上で、裁判所までご提出ください。

| 管轄 | 債務者の住所地 |
|--------------|---|
| 横浜地方裁判所本庁 | 横浜市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡 |
| 横浜地方裁判所川崎支部 | 川崎市 |
| 横浜地方裁判所相模原支部 | 相模原市、座間市 |
| 横浜地方裁判所横須賀支部 | 横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡 |
| 横浜地方裁判所小田原支部 | 平塚市、中郡、小田原市、秦野市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡、厚木市、伊勢原市、愛甲郡 |